

## 一般競争入札公告

特別養護老人ホーム レーベンホーム戸田における通信環境機器一式物品購入の一般競争入札について、次のとおり公告します。

2024年12月3日

社会福祉法人 畏敬会  
理事長 加藤 俊二

### 1. 入札内容

- (1) 名称 特別養護老人ホーム レーベンホーム戸田における通信環境機器一式物品購入
- (2) 場所 〒335-0012 埼玉県戸田市中町1丁目29-5
- (3) 購入備品
- ・通信環境機器一式（補助金分）
  - ・通信環境機器一式（自己資金分）
- (4) 納入時期
- ・2025年1月下旬迄（補助金分）
  - ・2025年2月下旬迄（自己資金分）

### 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札  
新型コロナウイルス感染症等の集団感染を抑制するため、郵便入札の形態で執行するものとする
- (2) 提出方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便とする
- (3) 予定価格 非公表
- (4) 最低制限価格 有
- (4) 入札保証金 無

### 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。  
埼玉県物品等競争入札参加資格登録事業者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (6) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。
- (7) 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報（以下「資格者情報」という。）の資格有効年度が、令和5年4月1日～・令和7年3月31日以降で登録されたものであり、格付けがA級であること。

### 4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から2024年12月10日（火）まで。  
但し、土・日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで（問合せは午前10時から午後5時まで）
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書  
イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表（書式は任意）  
ウ 会社案内  
エ 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報

- (4) 提出方法 下記に問い合わせの上、郵送 ※締切日午後4時必着  
(5) 提出・問合せ先

社会福祉法人 畏敬会 特別養護老人ホーム レーベンホーム戸田  
〒335-0012 埼玉県戸田市中町1丁目29-5  
担当窓口 : 加藤  
電 話 : 048-430-1020  
F A X : 048-430-1021  
E-mail : info@ikeikai.net

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。  
(2) 入札参加資格が有り確認された業者には備品仕様書等〔入札書書式等〕をメールにて配布する。  
(現場説明会は行わないものとする。)

6. 入札日程等

- (1) 公告日 2024年12月3日 (火)  
(2) 応募締切日時 2024年12月10日 (火) 午後4時まで  
(3) 備品仕様書等配布日 2024年12月13日 (金) にメールにて送付  
(4) 質疑書提出日時  
2024年12月18日 (水) 午前12時まで  
提出方法 メールによる (提出書式: PDF 様式任意)  
質疑のない場合は、提出不要  
(5) 質疑回答期限  
応答日時 2024年12月19日 (木) 午後4時まで  
応答方法 メールにより回答 (全ての質疑を集計したものを全参加者送付)  
※入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。  
(6) 入札日時 2024年12月26日 (木) (即日開札)

7. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 2024年12月26日 (木)
- ・通信環境機器一式 (補助金分) 17:00
  - ・通信環境機器一式 (自己資金分) 17:20
- (2) 入札場所 社会福祉法人畏敬会 特別養護老人ホーム レーベンホーム戸田 会議室  
〒335-0012 埼玉県戸田市中町1丁目29-5
- (3) 入札方法 郵送 (書留、簡易書留、配達記録に限る) による入札とし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。
- (4) 受領期限 2024年12月25日 (水) 16:00まで  
(1) の日時の前日、午後4時までに (土曜日、日曜日及び祝日等を除く) 必着。  
なお、期日を過ぎて到達した入札書は受理しない。
- (5) 郵送方法 封筒は、任意の二重封筒とし次のとおりとする。  
・中封筒は、入札書を入れて封かんの上、「入札書在中」と表記し、改札日、入札に係る名称、入札参加者の称号又は名称を表記するものとする。  
・表封筒は、入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚、入札関係書類を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る名称、入札参加者の住所及び称号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び改札日」を表記する。
- (6) その他 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。  
入札結果は入札後直ちに入札落札者に対し、電話又はメールで連絡をする。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。  
(再度入札を含め入札は二回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
  - ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。  
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。  
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。  
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。  
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。
- (4) 落札者となすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

#### 9. 入札注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は速やかに入札金額内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書に押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
  - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

#### 10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

#### 11. 支払条件

- ・2025年1月末日までに指定の銀行口座に振込むものとする。（補助金分）
- ・2025年3月末日までに指定の銀行口座に振込むものとする。（自己資金分）

#### 12. その他

- (1) 搬入路等については、関係方面と打合せの上交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。
- (3) 現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取締りならびに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。